



令和 6 年度 事業計画書

社会福祉法人 ふれあい福祉会

特別養護老人ホームふれあいの里
ふれあいの里デイサービスセンター
ふれあいの里居宅介護支援事業所
延岡市恒富南地域包括支援センター



目 次

経 営 方 針	1
特別養護老人ホームふれあいの里	3
(介護福祉施設サービス・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	
ふれあいの里デイサービスセンター	11
(通所介護) 介護予防・日常生活支援総合事業 (通所介護相当サービス)	
ふれあいの里居宅介護支援事業所	17
(居宅介護支援)	
延岡市恒富南地域包括支援センター	21
〔延岡市委託事業〕 (介護予防支援)	
社会福祉法人 地域貢献活動	25
(生活困窮者等に対する相談支援事業)	

経 営 方 針

近年、少子高齢化の進展や人口減少に伴い、高齢者世帯の割合が4割を超え、単身で生活する高齢者がますます増える事が予想される中、介護・福祉を取り巻く環境の変化は非常に大きく、さらには働く側の変化も含め大きな社会問題となっています。

加えて福祉分野における人材確保はますます厳しくなり、介護ロボット・ICTの導入活用、さらに外国人介護人材の受け入れを想定した事業運営で充実した職場環境づくりに取り組む必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症も5類へ移行し、柔軟に今の時代に対応することも求められていますが、その他の感染症も含め現場での対応は緊張を緩める事ができない状況が続いています。

こうした中、業務継続計画（BCP）の策定義務化を機に、災害発生時の対応力強化と地域貢献に資する目的から関係機関との連携を密にし、社会資源の発掘と活用で社会福祉法人として安定的な事業運営に努めて参ります。

- 1 福祉人材の確保（採用・育成・定着）と効率的な施設運営として、介護ロボット・ICTの活用によりサービスの向上および介護現場と事務処理の負担軽減に取り組みます。
- 2 感染症・自然災害発生時の業務継続計画（BCP）に基づき、より実践的な設備整備と研修・訓練の実施により対応力を強化します。
- 3 組織管理の適切な実施と職員の資質向上に取り組むとともに、チームワークを発揮できる風通しの良い職場風土の醸成に努めます。
- 4 介護相談等により地域との共生を目指し、社会福祉法人としての公益的機能を発揮します。
- 5 安定的な事業運営と健全な経営により地域社会に貢献します。

令和6年4月

社会福祉法人 ふれあい福祉会
理 事 長 楠 田 富 雄

特別養護老人ホームふれあいの里

(介護福祉施設サービス)

(短期入所生活介護)

(介護予防短期入所生活介護)

1. 基本方針

介護報酬改定により求められることとなった接遇上の種々の要件を遵守しつつ、利用者の終の住処として良質な施設サービスを提供できるように努めます。また、職員にとっても効率的で働きやすい職場づくりを目指します。

2. 事業計画

(1) 介護

- ① ケアプランを基に、介護・看護・給食が連携した処遇の確実な実践と個別的ケアの充実に努めます。
- ② 利用者の立場に立ち、気持ちに寄りそうケアを提供することにより、利用者とその家族に満足していただけるよう努めます。
- ③ 利用者・職員に優しいケアとして、ノーリフティングケア（かかえない介護）の標準化に努めます。
- ④ 職員間の情報共有については、その徹底を図り、正確な業務遂行に努めます。
- ⑤ 生け花・音楽クラブ・季節行事に加え、より個別的なイベント等を企画し、利用者の意欲向上に努めます。
- ⑥ 利用者の個人情報、その重要性を認識し、規定に基づき漏えいがないよう厳格な管理に努めます。
- ⑦ 身体拘束ゼロ、虐待の防止、利用者・家族が望む終末に向けた看取り介護の提供に努めます。
- ⑧ ICT（眠りスキャン）を活用し、睡眠状況に合わせた的確なケアの提供と職員の負担軽減に努めます。

(2) 健康管理

- ① 既往歴や現疾病の実態を的確に把握し、継続した観察記録により異常の早期発見・早期治療・早期回復に努めます。
- ② 利用者の定期健康診断を実施します。
- ③ 歯科衛生士等による定期的な指導助言を受け、利用者の口腔衛生管理に努めます。
- ④ 短期利用者については、利用前の状況確認を十分に行い、特に感染症対策として関係機関との連携による早期対応に努めます。

(3) 食事

- ① 栄養ケア計画書に基づき、栄養状態の改善・維持に努めます。また、随時、食事形態や量・姿勢・介助方法等を検討し、できるだけ自分の力で口から食事ができるように努めます。

- ② 利用者の嗜好や季節の食材を活かした献立を作成するとともに、各種イベントの企画等からも食べる楽しみを提供します。
- ③ 衛生管理マニュアルを基に、食品の取り扱いには十分注意し、食中毒等の発生予防に努めます。

(4) 入浴・排せつ

- ① 状態に合わせた機器を活用した入浴を週2回以上実施し、身体の清潔保持と精神的リラクゼーション確保に努めます。
- ② 排せつは、個別のパターンを把握し、身体機能に最も適した方法でのケアに努めます。また、そのケアにおいては、人としての尊厳とプライバシーを十分に配慮します。

(5) 環境整備

- ① 生活の場として、個々の生活歴や嗜好等に着目し、落ち着ける居室空間づくりに努めます。
- ② 定期的な清掃や週1回のシーツ交換・点検等を行い、居室やベッド周りの清潔保持と整理整頓に努め、特に感染症防止のための換気には十分に注意をします。
- ③ 施設内外の設備用具等については、その保全・メンテナンスに努めます。また、季節の移ろいを実感するとともに、日本古来や近年の風習を楽しむようなフロア演出、園庭管理に努めます。

(6) 地域交流・社会貢献活動

- ① 地域住民が安心して暮らせる地域づくりの担い手という使命感を持ち、実現のための社会貢献活動に努めます。
- ② 開かれた施設運営に努め、地域資源としての施設活用を受け入れます。
- ③ 緊急な対応が必要な生活困窮者に対し、社会福祉協議会・民生委員・関係団体等と連携し、速やかな相談支援を進めます。
- ④ 各種実習生を受け入れ、指導等を通じて福祉の人材育成に努めます。

(7) 事故防止・防災対策

- ① 気づきやヒヤリハットを共有し、評価・分析から対策を講じることで再発防止に努めます。
- ② 細やかな記録の整備と申し送りにより、統一処遇を徹底します。
- ③ 災害発生や防犯対策として、各種マニュアルに準じた行動と対策を講じ、利用者や職員の安全確保に努めます。
- ④ 業務継続計画（BCP）を策定し、計画に基づいた研修や訓練を実施します。

(8) 職員の資質向上・労働安全衛生上の推進

- ① 相談員、主任者を中心にサービスや組織管理を適切に実施し、教育指導者の育成により、「気づく力」や「チームワーク」の醸成を図ります
- ② 介護職員が必要とする知識の獲得・技術の向上・ハラスメント対策等、施設内で行う研修会を充実させます。
- ③ 挨拶・笑顔・丁寧な言葉遣い等、安心と信頼を得るための接遇マナーが守られるよう、現場における相互教育に努めます。
- ④ 積極的な福祉用具の導入やＩＣＴ化への取り組みにより、腰痛予防等の対策と業務の効率化を進めます。

(9) その他

- ① 施設だより『かけはし』やホームページ・ＳＮＳの活用による積極的な情報発信に努めます。
- ② 利用者・家族・地域等からの苦情が発生した場合は、真摯に受け止め、誠意を持って対応します。
- ③ 認知症高齢者介護については、関わる職員すべてが専門研修等による学びを繰り返し、適切なケアの提供に努めます。

3. 会議および委員会

(1) 主任者会議

運営上の全般的な検討を行います。

- ① 研修委員会（随時）
職員の資質向上や施設課題の解決に向けた研修内容の検討を行います。
- ② 安全対策委員会（月１回）
各部署ヒヤリハットを共有し、事故発生予防・再発防止に向けた検討を行います。
- ③ 入所判定委員会（随時）
「県指定介護老人福祉施設等における入所の取扱いに関する指針」に基づき、希望者の入所可否について判定を行います。
- ④ 栄養管理委員会（月１回）
栄養管理業務の合理的運営、日常の食事状況や嗜好を考慮した献立の検討を行います。
- ⑤ 感染予防委員会（月１回）
施設の基本方針に基づき、予防体制の整備（家族面会方法、利用者や関係者の入館、職員の行動など）に努めます。また、感染症が発症した場合は、早急な状況把握と関係機関との連携により、まん延防止と改善に向けた具体策を検討します。

(2) 各種委員会

① 感染症および食中毒防止委員会（随時）

- ・常に情報収集行い、感染症発生時を想定した対処法の実践研修の企画、感染拡大防止に向けた具体的対応策について検討します。
- ・業務継続計画（BCP）に沿ったシミュレーション訓練・研修をそれぞれ年2回以上開催します。

② 褥瘡対策委員会（随時）

- ・利用者の状態評価を基に、褥瘡に対する予防策、治療対象者の管理と悪化防止に向けた介護、処置を検討します。
- ・新たなスキンケア用品を積極的に取り入れる等、改善を進めます。

③ 身体拘束廃止委員会（3ヶ月に1回以上）

- ・利用者の尊厳と自主性を尊重し、身体拘束廃止に向けて解決策について検討します。
- ・人権擁護・虐待防止に関連する職員研修を年2回以上開催します。

④ 防災委員会（随時）

- ・防災士を中心に、マニュアルの管理と必要時の修正等を行うとともに実践的な訓練を計画し、最善の防災対策と職員の意識向上を進めます。
- ・施設内防災訓練を月1回、総合防災訓練を年2回、業務継続計画（BCP）に基づいた研修会・シミュレーション訓練を年2回以上行います。

⑤ 給食委員会（随時）

- ・各種行事に伴う献立の立案、季節に合わせた食事イベントの企画・提案を行います。
- ・災害備蓄食料の管理やその内容について検討します。

⑥ 接遇・業務改善委員会（月1回）

- ・利用者の接遇や職員の業務全般における課題の改善に向け、建設的に検討します。
- ・看取り介護の方針や見直し、対応の振り返りをします。
- ・理学療法士との協働により機能訓練の充実を図ります。

◆年間行事計画◆

月	一般行事	利用者行事	月	一般行事	利用者行事
4 月	昭和の日	総合防災訓練 花見 屋外食	10 月	スポーツの日	ハロウィン
5 月	憲法記念日 みどりの日 こどもの日	母の日 定期健康診断 じゃがいも収穫 さつまいも苗植え	11 月	文化の日 勤労感謝の日	芋の収穫 野菜苗植え
6 月	夏至	胸部レントゲン撮影 父の日	12 月	冬至 クリスマス	クリスマス忘年会 夜間想定防災訓練
7 月	海の日	七夕 納涼夏祭り	1 月	お正月 鏡開き 成人の日	園内初詣 新春カラオケ 書初め
8 月	お盆 山の日	花火観賞 スイカ割り	2 月	建国記念日 天皇誕生日	節分
9 月	敬老の日 秋分の日 十五夜	敬老の集い 総合防災訓練	3 月	春分の日	ひな祭り
◎ユニット毎の毎月行事 ○ふれあい喫茶 ○利用者との意見交換会 ○誕生会 ○音楽クラブ（第 1・第 3 月曜日） ○生け花クラブ（毎週木曜日）			◎その他 ○季節行事など ○レクリエーション（集団リハビリなど） ○外気浴、施設内散歩 ○体重測定（毎月） ○かけはし発行（3 ヶ月に 1 回）		
・入浴日 ⇒ 毎週月曜日から土曜日 ・理学療法士による指導等 ⇒ 毎月 2 回（土曜日） ・防災訓練 ⇒ 毎月 ・ケアカンファレンス ⇒ 随時（利用者・家族・関係職員） ・嘱託医回診 ⇒ 毎週木曜日・土曜日					

◆ 給 食 計 画 ◆

月	行 事	内 容	月	行 事	内 容
4 月	開設記念日 旬の味覚	祝膳 さくら餅 季節の和菓子 鯉のたたき	10 月	旬の味覚 ハロウィン	もみじ弁当 かぼちゃ料理 *屋外食（虹） *ハロウィンバイキング(星)
5 月	八十八夜 端午の節句 母の日	新茶 和菓子 祝膳 *屋外食（虹）	11 月	旬の味覚	鮎の甘露煮 *スープフェス（星）
6 月	父の日	祝膳 *フルーツパフェ（星）	12 月	冬至 クリスマス 大晦日	かぼちゃ料理 ゆず クリスマスメニュー ケーキ、シャンメリー 年越しそば *芋餅大福（虹）
7 月	七夕祭り 土用丑の日 納涼夏祭り 海の日	七夕そうめん うなぎ料理 お祭り料理 季節の和菓子	1 月	お正月 七草 鏡開き	おせち、お屠蘇 餅（やわらか素材） 七草粥 餅（やわらか素材）
8 月	お盆	お煮しめ おはぎ *かき氷作り（虹） *フロート（星）	2 月	節分 バレンタインデー	巻き寿司 バレンタインメニュー *チョコパーティ(虹) *チョコパーティ(星)
9 月	敬老の日 十五夜	敬老祝膳 お月見饅頭	3 月	ひな祭り お彼岸	さくら寿司 甘酒 ぼたもち
◎お楽しみ献立（月に 1 回実施）					

ふれあいの里デイサービスセンター

(通 所 介 護)

介護予防・日常生活支援総合事業

(通所介護相当サービス)

1. 基本方針

利用者が、地域や家族に見守られながら個人の思いを実現できる暮らしができることに向け、運動やレクリエーション、個別ケアなどの充実を図ります。また、安定的な利用者確保のため、関係各所との連携と広報活動に努めます。

2. 事業計画

(1) 利用者・家族への支援と地域との連携

- ① 個人の状態や生活環境を含めたニーズの把握から、通所介護計画を作成し、これを実行・モニタリング・評価します。また、個性や生き甲斐を引き出す事ができるようなサービスの提供に努めます。
- ② 行事計画では、個々に合わせた趣味や屋外活動などの選択肢を拡げ、自立支援に繋がるサービスメニューを提供します。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気の中で、穏やかで楽しい時間を過ごせるよう、利用環境の工夫に努めます。
- ④ 個人の体調管理や状態観察をこまめにし、異常の場合は、家族や各関係機関との連携で早めの対応に努めます。
- ⑤ 個人に合わせた形態と季節感のあるメニューで食事を提供し、「食べることの楽しさ」を実感していただくように取り組みます。
- ⑥ 可能な限りボランティアの受け入れと地域資源の活用を進め、地域に根づく福祉拠点の成長を目指します。

(2) 職員の資質向上と職場環境の調和

- ① 利用者の心理状態の理解と心身機能の維持向上、在宅生活を継続する上で求められる専門性の高いサービスの提供に向けて、webやリモート等を含めて各種研修会へ積極的に参加します。
- ② 内部研修においては、活発な意見を出しやすい職場環境づくりを進めます。
- ③ 法令遵守とコスト意識を持ち、日々の業務を遂行します。
- ④ 地域住民との良好な関係づくりのため、挨拶の励行や地域貢献に向けて各専門職の知識・技術を活用します。

(3) 事故防止の徹底

- ① 利用者一人ひとりの体調面・心身機能を的確に把握するとともに、ヒヤリハット事例の活用により、事故防止に努めます。
- ② 日頃より機械・器具の点検と利用環境の整備を行い、安全確保に努めます。
- ③ 防災マニュアルに沿った定期的な訓練を実施し、非常時には迅速かつ適切な対応ができるようにします。
- ④ 運行前に車両を点検し、走行中にはライト点灯や譲り合いによる余裕を持った運転を心がけます。

(4) 感染症対策と衛生管理

- ① 利用者が共有する環境衛生に留意し、各テーブルの飛沫防止パーテーションの設置や消毒により、新型コロナウイルスを含めた感染症防止に努めます。
- ② 平素から感染者の発生を想定したシミュレーション訓練を年1回以上実施。もしもの際に迅速かつ適切な対応ができるようにします。

(5) 虐待防止・人権擁護

- ① 高齢者の尊厳と人格の尊重を重視し、虐待の防止や早期発見、対応に努めます。
- ② 高齢者虐待防止のための委員会設置や職員に対する研修会を実施し、意識の醸成を進めます。

(6) 情報管理と利用者確保への取り組み

- ① 利用者、家族などの個人情報の取り扱いについて、守秘義務を徹底します。
- ② 新規利用者の獲得のため、関係機関に向けた新聞の発行やホームページ、SNSの活用による情報発信に努めます。
- ③ サービスの見学や体験利用を積極的に受け入れます。

◆ 年 間 行 事 計 画 ◆

月	季節行事	施設行事	月	季節行事	施設行事
4 月	昭和の日	総合防災訓練 製作（端午の節句飾り） ふれあい新聞発行	10 月	スポーツの日	運動会 個別レクリエーション ふれあい新聞発行 防災訓練 ドライブ
5 月	憲法記念日 みどりの日 子どもの日 母の日	ドライブ 個別レクリエーション 防災訓練 製作（ホール飾り）	11 月	文化の日 勤労感謝の日	個別レクリエーション クリスマス飾り作製 防災訓練
6 月	父の日 夏至	製作（七夕飾り） 製作（ホール飾り） 体重測定 防災訓練	12 月	冬至	クリスマス会 お正月飾り作製 1 年の振り返り 体重測定 防災訓練
7 月	海の日	個別レクリエーション 防災訓練 ふれあい新聞発行	1 月	お正月 鏡開き 成人の日	書き初め 新年会 節分飾り作製 ふれあい新聞発行 防災訓練
8 月	山の日 お盆 終戦記念日	夏まつり ふれあい喫茶 防災訓練 意見交換会	2 月	建国記念日	節分 製作（雛飾り） 防災訓練 体重測定
9 月	敬老の日 秋分の日 十五夜	敬老会 体重測定 総合防災訓練	3 月	春分の日	ひな祭り 意見交換会 体重測定 防災訓練
・ 季節を感じていただく行事、リハビリを兼ねた体操およびゲームの実施 ・ 定期的な体重測定、気分転換を兼ねた屋外活動（ドライブ等）の実施 ・ 趣味趣向に合わせた個別ケア（クラブ活動）の実施 ・ 誕生会を個別に実施（誕生日前後の利用日） ・ ボランティアの方々の来所（感染症の状況や社会情勢に応じて受け入れます）					

ふれあいの里居宅介護支援事業所
（居宅介護支援）

1. 基本方針

地域に根差す事業所として、利用者の自立生活に向けた総合的な支援を進めつつ、少子化や女性の社会進出など、家族を取り巻く社会情勢の変化に応じた信頼関係の構築に努めます。またSDGsの視点で持続可能な地域福祉の実現を目指します。

2. 事業計画

(1) 自立に向けた居宅サービス計画作成と事業効率化の推進

- ① 要介護状態の軽減、または自立度の向上および悪化防止のために、関係機関との連携強化に配慮します。
- ② サービス担当者会議では、本人・家族、各関係者との合意形成により課題解決に向け、ニーズに沿った目標設定や援助内容を提案します。
- ③ 毎月のモニタリング時に、ニーズの変化を見逃さず効果や生活課題を再確認し、必要に応じて計画修正します。
- ④ ICTの有効活用により、リアルタイムに関係機関と情報共有することで、業務の効率化や多職種連携により早期に利用者の課題解決に努めます。

(2) 地域包括ケアシステム構築への寄与

- ① 医療機関、各種サービス事業所との連携を密にすることで、双方の情報交換により体制の強化を図ります。
- ② 地域包括支援センターや行政機関と協働し、地域ケア会議への参加や介護保険外の諸制度の活用と住民互助が可能になる様な支援を目指します。
- ③ 地域共生社会の実現に向け、住民や社会資源とつながり、人生の最期まで尊厳ある暮らしができるよう支援します。

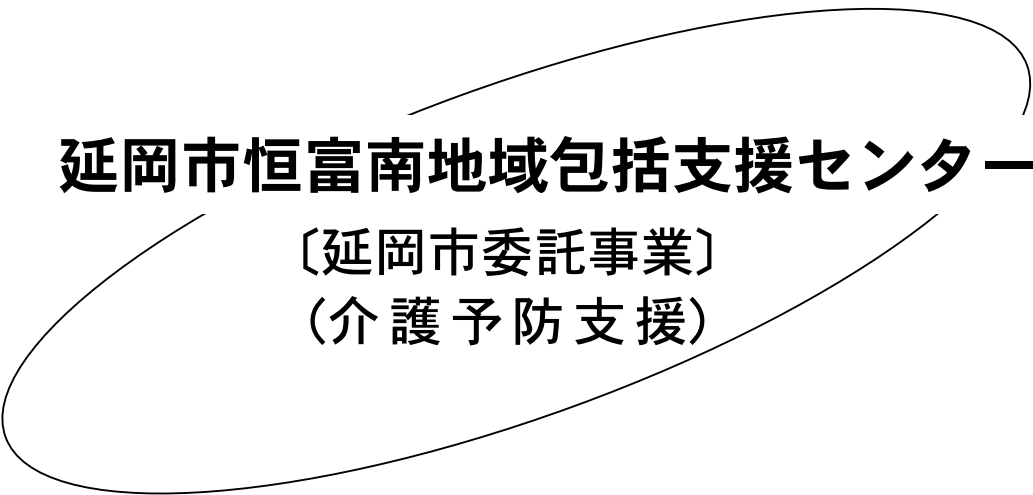
(3) 特定事業所としての責務

- ① 利用者の情報やサービス提供上の留意事項、地域資源や介護・医療の情報などの伝達のための会議を概ね週1回開催し、質の高いケアマネジメントの提供に努めます。
- ② 多様化・複雑化する課題に対応するため、他制度に関する事例検討会、研修等に参加し、課題解決策や気づきの場としてスキルアップに努めます。
- ③ 職員ごとに研修計画を作成し、専門職としての能力向上に努めます。
- ④ 24時間連絡体制を確保し、また支援困難ケースの対応相談に応じ、積極的に受入れます。
- ⑤ 介護支援専門員の養成実習等を受入れ、人材の育成に努めます。

(4) 業務継続計画（BCP）と高齢者虐待防止の推進

- ① 感染症や災害が発生した場合でも介護サービスを継続的に提供できる体制づくりに努めます。

- ② 利用者の人権の擁護、虐待の防止をより推進する施策の充実に努めます。
- ③ 個人情報の守秘義務等については遵守し適切に運用します。
- ④ 苦情の発生に対しては、事実を調査し早期解決と再発防止に努めます。
- ⑤ 事業所の需要拡大に向け、介護サービス情報公表や広報を積極的行います。



延岡市恒富南地域包括支援センター

〔延岡市委託事業〕

（介護予防支援）

1. 基本方針

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、総合相談の窓口と介護予防の拠点としての成長を目指します。また、地域包括ケアシステムの推進と関係機関との連携強化に努めます。

2. 事業計画

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援

- ・地域の相談窓口として、様々な方法で相談を受け、適切な対応や情報提供を行います。
- ・多様な相談に対し、抱える問題やニーズの早期発見・早期対応に努めます。

② 権利擁護

- ・高齢者の生活を支援する上で生じる様々な権利侵害の早期発見に取り組むとともに、関係諸制度を有効活用し、高齢者の権利を守ります。
- ・処遇困難事例においては、行政機関や専門職、地域との連携により問題解決を図ります。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ・高齢者や家族のニーズに応じた適切な社会資源を活用できるよう、地域や医療機関等との連携に努めます。
- ・介護支援専門員に対して日常業務の相談等に応じ、問題解決に向けた必要な助言を行うとともに資質向上を図るため、意見交換会や研修会の開催を計画します。

④ 介護予防ケアマネジメント・一般介護予防事業

- ・要支援者および総合事業対象者に対し、心身の状況や環境に応じて適切なサービスが効果的に提供されるよう、必要な支援を行います。

(2) 介護予防普及啓発事業

- ・地域住民に対して出前講座を開催し、市の高齢化の現状や介護保険の仕組み、または介護予防の取り組みの重要性、さらに市の施策やサービス等に関する知識の普及啓発を行います。

(3) 地域ケア会議

- ・地域が抱える困難ケースについて個別課題や地域課題を共有し、解決に向け関係者とのネットワーク構築や効果的な社会資源活用の提案・支援方法を検討します。

(4) 指定介護予防支援事業

- ・利用者の自立支援や重度化防止に向けた計画作成を行います。
- ・自立支援型地域ケア会議の活用で専門職の助言を参考に利用者の生活の質の向上を目指した支援を行います。

(5) 認知症支援事業

- ・認知症サポーター養成講座を通じて、認知症に対する正しい知識の普及・啓発を行います。
- ・認知症の人やその家族の状況に応じて、ケアパスツールの活用を行うとともに認知症初期集中支援チーム等との連携を図ります。
- ・認知症カフェに参加し、情報交換や交流を図ります。

(6) その他

- ① 圏域の生活支援コーディネーターと連携し生活支援サービスの体制整備に努めます。
- ② 医療機関、各種サービス事業所との連携体制の構築を進めます。
- ③ 各種研修会や専門部会等の参加により、専門職としての能力向上に努めます。
- ④ 実習生を積極的に受け入れ、医療・福祉の専門職の担い手育成に努めます。
- ⑤ センター業務の自己評価を行い、運営上の課題を整理し、改善に繋がっていきます。
- ⑥ 業務継続計画（BCP）に基づいた災害や感染症対策に係る対応力向上に取り組めます。

社会福祉法人 地域貢献活動
(生活困窮者等に対する相談支援事業)

事業内容（みやざき安心セーフティネット）

本事業は、事業の趣旨に賛同する社会福祉法人（施設）が、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、関係機関等と連携・協働しながら、地域の方々の生活上の困りごと等に対して、相談支援を行うとともに、今日明日の食べ物にも困る等の逼迫した状況にある場合には現物給付による経済的支援を行う事業となります。

(1) コミュニティソーシャルワーカーの位置と役割

本事業に参加する社会福祉法人（施設）は担当相談員（コミュニティソーシャルワーカー、以下「CSW」という。）を配置します。

社会福祉法人（施設）の担当相談員（CSW）と市町村社会福祉協議会職員が本人（家族）の住まいを訪問して状況を把握し、利用可能な制度や社会資源に繋ぐなど、本人（家族）の生活の安定に努めた相談援助活動を行います。

(2) 経済的支援活動

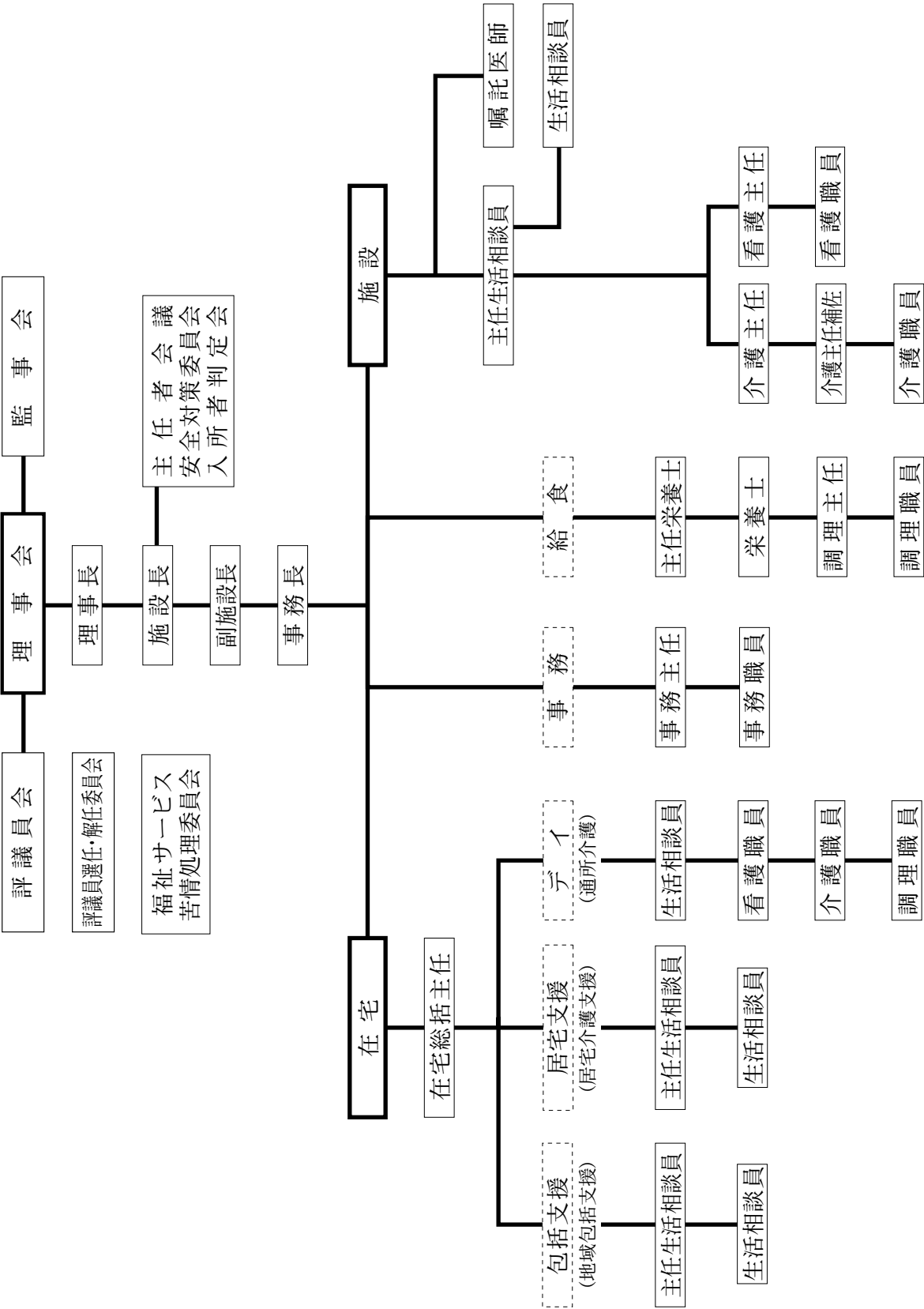
本事業に必要な資金は、本事業の趣旨に賛同する社会福祉法人（施設）が会費として拠出します。拠出された会費は宮崎県社会福祉協議会の基金で運営・管理します。CSWは、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告します。施設長は報告に基づき、1事例あたりの支援期間を概ね3ヶ月以内、現物給付による限度額を10万円を目安に経済的支援の可否を決定します。

適切な支援機関等への橋渡しが完了したとき、緊急事態を脱したとき、就労や生活保護の受給等で安定した生活が見通しが立ったとき、自立への志向や意欲が見受けられるようになったとき等を終結の目安に、継続的な支援を行います。

(3) その他

各種研修会への参加等を通し、相談支援技術の向上に努めます。また、事業連絡会や各地区民生委員児童委員定例会等にも参加することで、地域実態の情報収集・事業の周知拡大・地域との信頼関係構築に努めます。

機 構 図



社会福祉法人 ふれあい福祉会 理念

信頼 誠実 貢献

私たち法人は、利用者・家族・地域住民・職員、その他法人に関する全ての人々との関係づくりに努め《信頼》笑顔を絶やさず、真心を込めて、安心・安全で個人の思いが実現できる暮らしを支えます。《誠実》

また、地域との交流や関係機関との連携を図り、福祉の拠点として地域と共に成長を続けることに力を尽くします《貢献》

